

(新) 移動式廃棄物処理施設に係る基準設定検討事業

21百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

移動式廃棄物処理施設は、廃棄物を排出現場で処理できるため、がれき類や木くずの破碎施設が多量排出現場で用いられるケースが見られるほか、収集運搬の効率化や飛散流出リスクの軽減などのメリットがあることから、その活用に期待が寄せられている。一方で、廃棄物処理制度上、稼働場所周辺の生活環境への影響の審査の手法や移動式廃棄物処理施設が備えるべき技術上の基準については定められていない。

そこで、本事業では移動式廃棄物処理施設の具体的な技術上の基準等の設定に向け、周辺環境に与える影響や適正処理のための課題を抽出し検討を行う。

2. 事業計画

- (1) 移動式廃棄物処理施設に係る生活環境保全上の課題と対応についての検討調査
 - ・ 共通課題の抽出(22年度)、共通基準の策定(23年度)
- (2) 移動式廃棄物処理施設に係る技術上の基準の検討調査
 - ・ 木くず又はがれき類の破碎施設に関する個別施設基準の策定(22～24年度)

3. 施策の効果

移動式廃棄物処理施設の基準を策定することにより、円滑な処理を維持しつつ、生活環境の保全を図る。

移動式廃棄物処理施設に係る基準設定検討事業

検討の背景

現状

移動式施設としては、主にがれき類や木くずの破碎施設が多量排出現場で稼働
審査基準の明確化について自治体等から要望がある

メリット

- 排出現場で処理可能
収集運搬の効率化
飛散・流出リスクの軽減

課題

- 稼働場所周辺的生活環境への影響の審査
手法が未確立
- 自ら設置の移動式がれき類破碎施設の設
置許可取得義務の適用猶予の見直し

事業の内容

- 目的: 移動式処理施設について、生活環境の保全を図りつつ処理を円滑に
行えるような技術的基準等を策定する

移動式処理施設が備えるべき技術的基準や生活環境影響調査の実施方法につ
いて検討

がれき類の移動式破碎施設に係る技術上の基準等の設定に向けた検討